

産業立地の奨励措置

大府市では、市内の指定地域において工場等を新設または増設する事業者の方々に対し、5つの奨励措置を用意しています。

① 工場等立地促進奨励金

【要件】

- 指定地域内に新たに3,000 m²以上の土地を取得または賃貸者契約をし、工場等を新設または増設すること。
- 工場等が次のいずれかの事業の用に供されるものであること。
 - ・ 製品の製造、加工または修理に係る事業
 - ・ 流通業務（物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム、流通加工の用に供する設備等を有し、かつ、階数が2以上の物流施設において行う搬送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務）に係る事業
 - ・ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業 ・ 開発研究等を行う事業
- 周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。

【奨励措置の内容】

- 課税初年度から3年間における各年度の固定資産税に相当する額（限度額なし）

② 高度先端産業立地促進奨励金

【要件】

- 指定地域内に新たに3,000 m²以上の土地を取得または賃貸者契約をし、工場等を新設または増設すること。
- 条例等で規定する高度先端産業に該当する事業を営む中小企業者であること。
- 土地を除く固定資産取得費用が2億円以上であること。
- 新たに常用の従業員を5人以上雇用していること。
- 周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。

【奨励措置の内容】

- ① 課税初年度の固定資産税の3倍に相当する額
- ② 土地を除く固定資産取得費用の10%に相当する額
- ※①と②のいずれか低い額（限度額10億円）

③工場等緑化促進奨励金

【要件】

- ①または②の奨励金の交付の対象事業者であること。
- 操業日までに工場等の敷地面積の10%以上の面積を緑地として整備していること。
- 工場立地法の届け出を要する事業者でないこと。
- 樹木等が敷地の境界の内側に緩衝帯として適切に配置されていること。
- ビャクシン属（カイズカイブキ等）が植樹されていないこと。
- 大府市生垣設置奨励補助金の交付を受けていないこと。

【奨励措置の内容】

- 敷地の境界から連続して配置されている緑地の整備に要した額の1/2（限度額200万円、1㎡あたり4,000円を上限）

④透水性舗装等促進奨励金

【要件】

- ①または②の奨励金の交付の対象事業者であること。
- 操業日までに透水性舗装、浸透柵、浸透管、浸透槽、浸透側溝等の設備を設置していること。
- 大府市総合排水計画に基づく指導による調整池機能を有する設備でないこと。
- 大府市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金の交付を受けていないこと。

【奨励措置の内容】

- 透水性舗装等の設備に要した額の1/2（限度額200万円）

⑤雇用促進奨励金

【要件】

- ①または②の奨励金の交付の対象事業者であること。
 - 新規常用雇用従業員※₁を雇用基準日※₂から起算して1年以上継続して常用の従業員として雇用していること。
- ※₁ 操業日の6ヶ月前から引き続き市内に住所を有する者で、操業日の6ヶ月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用した者
- ※₂ 操業日から起算して1年を経過した日

【奨励措置の内容】

- 新規常用雇用従業員1人につき30万円（限度額300万円（年額）、最大2年間交付）